

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 日本司法支援センターの業務として、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十三条第一項に掲げる罪に当たる行為の被害者等である国民等を援助する次に掲げる業務を追加すること。（総合法律支援法第三十条第一項四号関係）

1 無料の法律相談の実施

当該国民等の資力の状況にかかわらず、当該行為により受けた被害に係る契約弁護士等（弁護士及び弁護士法人に限る。2において同じ。）による法律相談（専ら民事に関するものを除く。）を実施すること。

2 刑事手続に係る援助

当該国民等のうち、当該行為により受けた被害に係る次に掲げる業務に関する弁護士又は弁護士法人の報酬及び費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者を援助するため、適当な契約弁護士等に当該業務を取り扱わせること。

- ① 被害の届出に関する援助を行うこと。
  - ② 告訴又は告発に関する援助を行うこと。
  - ③ 参考人としての取調べに同行すること。
  - ④ 公判手続又は少年審判の傍聴に付き添うこと。
  - ⑤ 犯罪被害者等給付金の申請に関する援助を行うこと。
  - ⑥ ①から⑤のほか、当該行為を行った者等との接触が必要となる場合における援助その他の当該国民等に必要な援助を行う業務で法務省令で定めるもの
- 二 日本司法支援センターは、一の2の援助の申込みがあつたときは、当該申込みを行った者が被害を受けた蓋然性及び資力その他の当該援助を実施する必要性について適切に審査するものとする。 (綜合法律支援法第三十四条第二項第三号関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。